

インド商工大臣、国家知的財産権政策の策定計画を公表

2014年9月12日
JETRO ニューデリー

インドの報道各社が報じたところによると、2014年9月8日、シタラマン商工大臣は新政権設立100日を記念した記者会見の場において、今後6月以内に国家知的財産権政策(National Intellectual Property Rights Policy)を策定すると発表した。なお、2014年8月に国家知的財産権戦略が同省から公表されたばかり(既報)であるが、今回発表されたものは、これとは別のもの。本政策では、特に法体系についての方針を定めることが計画されている。

今後、4月以内に商工省産業政策局が諮問文書(Consultation paper)を同省ウェブサイトに掲載の上、一般からの意見募集を行う。

また、同会見において、カント商工次官から、特許意匠商標総局の職員について、1033名の定員増が8月に内閣から承認されたことも発表された。

報道に基づくシタラマン商工大臣及びカント次官の発言内容は以下の通り。

- ・ われわれは、国家知的財産権政策をほどなく策定する。
- ・ インドは、国家知的財産政策を有しておらず、今回が初の試みとなる。
- ・ 国家知的財産権政策の目的は、現行法に、より明確性をもたらすことである。
- ・ これは国家利益を推進するためのものだが、それに限定するものでもない。
- ・ 全ての法律及び規則がこの政策の枠組みに含まれる。取り除くべき重複や矛盾が多数ある。
- ・ 知財を強化し、知財担当官を格上げしたい。
- ・ 知的財産に係る全ての問題は、我々には既に十分に確立した知財法があるにもかかわらず、それについてなんら政策が定められていないことである。それを、世界中が見ることのできる政策の形で示すことが重要。
- ・ 知財政策に対する課題は以前からあった。医薬品や自動車の分野においてインドはブランドを確立している。我々は知財権に強みを有しており、我々の利益を保護したい。我々が政策を有していないがために、先進国が我々の知財体制に穴をあけに来ている。
- ・ シンクタンクを立ち上げ、専門家が政府に対して知財に関する国際的な進歩を伝え、アドバイスするようにする。

(今浦 陽恵)

本内容は、日本貿易振興機構が2014年9月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。